

小菅村障害者活躍推進計画

機関名	小菅村役場
任命権者	小菅村長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
小菅村役場における障害者雇用に関する課題	小菅村役場においては、職員総数が30人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集は行っていない。 過去、2名の採用があったのみであるが、現在は退職してしまったため、障害者雇用職員はいない状況である。
目標	
①採用に関する目標	計画期間内に新たに障害者の採用を目指す。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないように努める。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を設置する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、厚生労働省が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。